

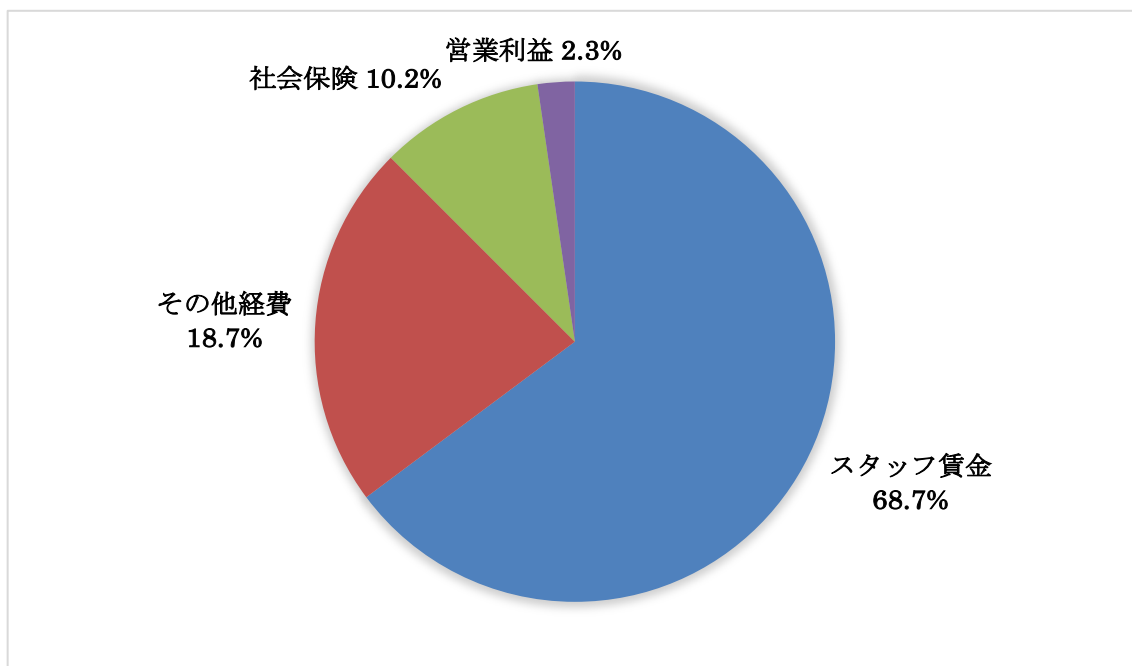
労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(弊社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※ 当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。



・マージン率 31.3%

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等)なども含まれております。

・派遣労働者のキャリア形成支援制度、及び教育訓練に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者研修 (安全衛生教育含む)	雇入時	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
ものづくり職能別訓練	派遣中	OJT OFF-JT	弊社 派遣先	無償	有給	8時間以上
パソコン研修	派遣中	OJT	弊社	無償	有給	8時間以上
リーダー研修	派遣中	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間以上

キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL:045-934-6087

・派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- () 労使協定を締結していない
 (○) 労使協定を締結している (協定書の有効期限終期 令和7年3月31日)
 協定労働者の範囲 (全従業員)

・その他福利厚生制度など

制服無償貸与、前給制度、仮払い制度、社内レクリエーション 他

■株式会社ホープ

〒226-0006 神奈川県横浜市緑区白山1丁目12番3号

派遣労働者の数 189名

派遣先数 36社

派遣料金の平均額(8h) (製造・軽作業系)15,835円 (技術系)28,783円

賃金の平均額(8h) (製造・軽作業系) 11,015円 (技術系)15,856円